



組織破壊を許さず仙台地本は組合員の皆さんと共に 新生JR東労組運動を展開します！

中央本部は2018年11月1日臨時第9回中央執行委員会において「真実の声」を組織破壊と断定し『新生JR東労組運動と12地本の団結を破壊する「真実の声」を許さない中央本部見解』を発出した。同時に、指令20号を発出し、全12地本が組織破壊と確認された「真実の声」に対して見解を明らかにした。

これまで「真実の声」は、投稿者が匿名であることをいいことに、数々の嘘を並べ、個人を特定して誹謗中傷を繰り返す、犯罪行為を行ってきた。

多くの組合員が誹謗中傷を受ける中、山口中央執行委員長も「真実の声」から虚偽の内容で人身攻撃を受け、個人訴訟を行ったところ「真実の声」の発信者は、中央執行部員の指定を受け、東京地方本部に派遣され、特別執行委員として企画部次長に就いている畠山浩信君であったことがわかった。畠山浩信君が全12地本で組織破壊と確認した「真実の声」に加担していたことは、組織破壊以外のなにものでもない。

しかも、畠山浩信君は田城郁前参議院議員の秘書として任務を終えた後、JR東労組に雇用されながら、JR東労組の名誉を著しく汚し、社会的信用を失墜させ、機関役員として団結または統制を乱す、あるまじき行為であり制裁にも値する。

中央執行委員会は、畠山浩信君を組織破壊者と断定し、中央執行部員の解除を満場一致で確認した。東京地方本部にも、畠山浩信君の特別執行委員の指定の解除を行うことを指令する。

畠山浩信君が行った行為は、犯罪行為である。刑事告訴を行えば社会的評価を低下させる発言として「名誉毀損罪」、虚偽の風説を流布し人の信用を毀損し、業務を妨害したとして「信用毀損罪」、公然と侮辱した発言として「侮辱罪」にあたるものであり、中央本部はこの犯罪行為を許すわけにはいかない。「真実の声」が更新されたのは多くの場合、日中帯であり、畠山浩信君が東京地方本部において勤務に就いている時間帯である。勤務時間中のこのような行為は言語道断である。

中央執行委員会は、畠山浩信君に直ちに「真実の声」閉鎖を求めることを確認した。

中央執行委員会は、畠山浩信君に対し、雇用と勤務に関する規則第25条2項（懲戒の種類）「前項による懲戒手続進行中においては、その決定まで出勤停止を命ずることができる。」を適用し、2019年8月23日から懲戒処分決定まで出勤停止を命ずることを確認した。

以上の議論を経て、中央執行委員会は以下の通り、指令する。

- 1、畠山浩信君の中央執行部員を解除する。
- 2、東京地方本部に畠山浩信君の地本特別執行委員の任を解除することを求める。
- 3、畠山浩信君に「真実の声」の閉鎖を求める。
- 4、中央本部は畠山浩信君に対し、雇用と勤務に関する規則第25条2項に基づき、2019年8月23日から懲戒処分決定まで出勤停止を命ずる。
- 5、12地方本部は指令の内容を全組合員へ周知し、組織破壊を許さない体制を構築すること。

第3回中央執行委員会決定事項より引用

仙台地本としても嘘や誹謗中傷、個人の攻撃を繰り返す「真実の声」なるホームページに対して声明を発出し、組織破壊攻撃を許さないたたかいをつくってきました。今執行委員会での決定事項を全組合員で共有し、事実を明らかにして、嘘や誤魔化しのない運動を展開していきます。

**組織破壊行動を許さず
職場からの真摯な運動を積み重ね
新生JR東労組運動を展開しよう！**